

(6) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 指定文化財

静岡市及び葵区の文化財保護法等による建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財の指定状況は、表 4-2-2-14 に示すとおりである。また、静岡市の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 4-2-2-15 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、文化財保護法等による建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財の指定及び埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 4-2-2-14 指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）

地域	建造物				史跡			名勝			天然記念物		
	国指定	国登録	県指定	市指定	国指定	県指定	市指定	国指定	県指定	市指定	国指定	県指定	市指定
静岡市	5	23	4	14	8	1	12	5	1	3	1	9	29
葵区	3	10	2	4	1	0	4	1	1	0	0	2	4

資料：「静岡市の指定文化財数一覧」（平成 24 年 9 月 1 日現在、静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課）

表 4-2-2-15 埋蔵文化財包蔵地

（単位：箇所）

地域	遺跡数
静岡市	550

注1. 遺跡とは、遺物包含地・散布地・城館等、古墳・古墳群、横穴・横穴群、経塚・窠跡、その他をいう。  
資料：「静岡市遺跡地名表（附 静岡市遺跡地図）」（平成 18 年 3 月 31 日、静岡市教育委員会）

2) 都市における自然環境の保全、風致地区の指定

ア. 都市における自然環境の保全

静岡県では、都市に残された貴重な樹林地や水辺地等の自然環境を保全するため、都市計画法に基づき「特別緑地保全地区」を指定するとともに、良好な自然環境を形成している「風致地区」について適正な指導・規制を行うことにより、都市の緑の維持に努めている。

静岡市の風致地区の状況は、表 4-2-2-16 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲で風致地区の指定はない。

表 4-2-2-16 風致地区の指定状況

地域	地区数	面積
静岡市	11 地区	3,921.3ha

資料：「静岡県の土地利用（土地利用関係資料集）」  
（平成 25 年 2 月、静岡県交通基盤部都市局土地対策課）